

防衛装備移転三原則の運用指針を改正

CISTEC 事務局

令和4年12月に我が国を巡る安全保障環境の悪化を反映して、安全保障3文書^{*1}が改訂され、防衛装備移転については「我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段」であり、また、「官民一体となって防衛装備移転を進める」など、従来から一歩踏み込んだ内容が記載されている。

続いて、安全保障3文書の改訂を受けて、「与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（以下、ワーキングチームという）」による防衛装備移転に関する論点整理及び提言を行うこととされた。

ワーキングチームにおける議論の詳細は公表されていないものの、武器の輸出、特に殺傷能力を有する完成品の輸出については公明党の姿勢が慎重であったこと、他方、我が国の安全保障に欠かせない次期国際開発戦闘機（グローバル戦闘航空プログラム：GCAP）には必要であったことから、条件付きで決着し、防衛装備移転の具体的な方針を定めた防衛装備移転三原則の運用指針（以下、運用指針という）の改正がなされた^{*2, *3}。

運用指針改正の概要

運用指針の改正は、ワーキングチームにおける議論を反映して、完成品の輸出を除く令和5年12月

22日の改正と、GCAPのために必要な措置を取り込んだ令和6年3月26日の改正の2段階で行われた。

○令和5年12月22日改正のポイント^{*4}

国際共同開発、同志国との協調、被侵略国への支援など、安全保障環境の変化を受けて、8件の改正が行われた。完成品については継続審議とされた。

1) 国際共同開発・生産

パートナー国からの第3国移転を円滑に進めるための、第3国への部品の移転の類型を追加。

2) ライセンス生産品の提供

いわゆるライセンスバックで、従来は米国のみが対象であったところ、ライセンサーは米国企業に限らないことから、安全保障面での協力関係がある国へと一般化された。

3) 修理等の役務

従来は米軍のみが対象であったが、昨今、米国以外の同志国軍隊がインド太平洋地域へ展開していることなどから、修理役務に対するニーズが増加していることに対応して見直された。

4) 部品の移転

「部品」の定義を明確化したうえで、安全保障面で協力関係のある国に対する部品の移転の類型が追加された。

5) 5類型

5類型に該当する装備品が本来業務を実施するうえで必要な武器、または自己防護のための武器の搭載を認め得るとされた。

6) 被侵略国への非武器支援

令和4年3月8日の改正では、ロシアの侵略を受けたウクライナに対する支援が追加されたが、今回、被侵略国向けとして一般化された。なお、自衛隊法上の武器及びその技術情報は除外されている。

7) 厳格審査

第3国移転等、移転の種類の増加を考慮して審査の要件が見直された。

8) 審議プロセスの見直し

第3国移転等、移転の種類の増加を考慮して審査プロセスが見直された。

○令和6年3月26日改正のポイント^{*5}

殺傷能力のある武器の完成品の輸出については公明党が慎重姿勢を崩さなかったものの、GCAPを推進するに当たり、「我が国からパートナー国以外の国に完成品を移転し得る仕組みを持ち、英国及びイタリアと同等にグローバル戦闘航空プログラムに貢献し得る立場を確保する必要があるとの認識に至った」ため、GCAPに限定して第3国移転を認め得ることとなった。運用指針に新たに追加された防衛装備の海外移転を認め得る案件は次の下線部の通り。

(2) 我が国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの（我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。）

ア米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転であって、次に掲げるもの

(ア) 国際共同開発・生産のパートナー国に対する防衛装備の海外移転

(イ) 国際共同開発・生産のパートナー国以外の国に対する部品や役務の提供

(ウ) 国際共同開発・生産のパートナー国以外の国に対する完成品に係る防衛装備の海外移転（我が国の防衛力整備上の必要性から参画し、パートナー国以外の国に対する完成品の直接移転が必要となる次に掲げる国際共同開発・生産である場合に限る。

・グローバル戦闘航空プログラム（我が国から移転された防衛装備を国際連合憲章の目的と原則に適合する方法で使

用することを義務付ける国際約束を我が国と移転先国との間で締結している場合に限る。ただし、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国へ移転する場合を除く。)

なお、GCAP以外の第3国移転を要する国際共同開発・生産プロジェクトが新たに生じた場合については、事前協議の上、運用指針に追記することとしている。また、移転を認め得る第3国としては、現在、防衛装備移転協定等を締結している米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、オーストラリア、インド、シンガポール、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、UAEの15か国に限定される。

関連資料

*1：国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画、令和4年12月16日閣議決定

*2：グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転について、令和6年3月26日閣議決定

*3：【主張】防衛装備移転 完成品の第三国輸出に歯止め、<https://www.komei.or.jp/komeinews/p342943/>

*4：防衛装備移転三原則・運用指針の見直しの概要、https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r51222_bouei5.pdf

*5：GCAPに係る完成品の我が国から第三国への直接移転に関する閣議決定、https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r60326_bouei9.pdf